

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 10 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第69号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
<p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第40条の2 高等学校等（高等学校、<u>盲学校</u>、<u>聾学校</u>、<u>養護学校</u>又は幼稚園をいう。）に勤務する教育職員には、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>別表第3 教育職給料表（第5条関係）</p> <p>ア 教育職給料表(1)</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>備考1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。</p> <p>2 [略]</p> <p>イ [略]</p>	[略]	<p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第40条の2 高等学校等（高等学校、<u>特別支援学校</u>又は幼稚園をいう。）に勤務する教育職員には、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>別表第3 教育職給料表（第5条関係）</p> <p>ア 教育職給料表(1)</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>備考1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、<u>栄養教諭</u>、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。</p> <p>2 [略]</p> <p>イ [略]</p>	[略]
[略]			
[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。			

(一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(社会福祉施設等勤務手当)</p> <p>第 6 条 社会福祉施設等勤務手当は、都南の園、杜陵学園、<u>盲学校</u>、<u>聾学校</u>又は<u>養護学校</u>に勤務する職員が、入所者又は児童若しくは生徒の介助又は指導を補助する業務で人事委員会の定めるものに従事したときに、支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第19条の2 教員特殊業務手当は、県立の高等学校、<u>盲学校</u>、<u>聾学校</u>、<u>養護学校</u>又は幼稚園に勤務する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、常勤の講師、実習助手又は寄宿舎指導員で職務の級が一般職の職員の給与に関する条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の2級又は1級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに、支給する</p>	<p>(社会福祉施設等勤務手当)</p> <p>第 6 条 社会福祉施設等勤務手当は、都南の園、杜陵学園又は<u>特別支援学校</u>に勤務する職員が、入所者又は児童若しくは生徒の介助又は指導を補助する業務で人事委員会の定めるものに従事したときに、支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第19条の2 教員特殊業務手当は、県立の高等学校、<u>特別支援学校</u>又は幼稚園に勤務する教諭、養護教諭、<u>栄養教諭</u>、助教諭、養護助教諭、常勤の講師、実習助手又は寄宿舎指導員で職務の級が一般職の職員の給与に関する条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の2級又は1級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに、支給する</p>

<p>。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(教育業務連絡指導手当)</p> <p>第19条の4 教育業務連絡指導手当は、<u>県立の高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校</u>に勤務する教諭又は養護教諭のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに、支給する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(教育業務連絡指導手当)</p> <p>第19条の4 教育業務連絡指導手当は、<u>県立の高等学校又は特別支援学校</u>に勤務する教諭又は養護教諭のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに、支給する。</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(一般職の職員の給料の調整額に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の職員の給料の調整額に関する条例(昭和32年岩手県条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表 適用区分表(第2条関係)			別表 適用区分表(第2条関係)		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
[略]			[略]		
<u>盲学校、聾学校及び養護学校</u>	(1) [略]		<u>特別支援学校</u>	(1) [略]	
	(2) 養護教諭、養護助教諭及び寄宿舎指導員	[略]		(2) 養護教諭、 <u>栄養教諭</u> 、養護助教諭及び寄宿舎指導員	[略]
	[略]			[略]	
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第4条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年岩手県条例第47号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、高等学校、 <u>盲学校、聾学校、養護学校</u> 又は幼稚園をいう。	第2条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、高等学校、 <u>特別支援学校</u> 又は幼稚園をいう。
2 この条例において、「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長(園長を含む。)、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。	2 この条例において、「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長(園長を含む。)、教頭、教諭、 <u>栄養教諭</u> 、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。